

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(事業主用)

1. 給付

(1) 売上げが前年から減少

<p>【国】 持続化給付金</p>	<p>【対象】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 【給付額】 200万円以内(法人) 100万円以内(個人事業者) ※ただし売上げの減少分を超えないものとします。 【申請期限】 令和3年2月15日(月)</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>
<p>【福岡県】 福岡県持続化緊急支援金 (受付終了)</p>	<p>【対象】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で30%以上50%減少している事業者 【給付額】 50万円以内(法人) 25万円以内(個人事業者) ※ただし売上げの減少分を超えないものとします。 【申請期限】 令和2年7月31日(金)</p>	<p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C) ☎76-9095</p>
<p>【市独自】 うきは市新型コロナウイルス対策中小企業・小規模事業者緊急支援金(受付終了)</p>	<p>【対象】 前年同月比で売上げが20%以上減少したうきは市内の中小企業、小規模事業者 【給付額】 給付額：一律10万円 ※1事業者に対し1回のみでの交付となります。 【申請期限】 令和2年12月1日(火)</p>	<p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C) ☎76-9095</p>
<p>【国】 家賃支援給付金</p>	<p>【対象】 5月～12月において ①いずれか1か月の売上高が前年同月比50%以上減少した事業者 ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した事業者 【給付額】</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>

	<p>・申請時の直近の支払賃料（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍を支給</p> <p>・法人：最大600万円、個人最大300万円</p> <p>【申請期限】 令和3年2月15日(月)</p>	
<p>【福岡県】</p> <p>福岡県家賃軽減支援金</p>	<p>【対象】 国の家賃支援給付金の対象者</p> <p>【給付額】 支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 (最大給付額：法人60万円、個人事業者30万円)</p> <p>【申請期限】 令和3年3月16日(火)</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>
<p>【市独自】</p> <p>うきは市中小企業・小規模事業者家賃支援給付金</p>	<p>【対象】 国の家賃支援給付金の対象者</p> <p>【給付額】 支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 (最大給付額：8万円)</p> <p>【申請期限】 令和3年2月26日(金)</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>
<p>【国】</p> <p>高収益作物次期作支援交付金 (受付終了)</p>	<p>外食需要等に伴う価格下落等の影響を受けた野菜、花きなどの生産者の次期作に向けた前向きな取り組みを支援します。</p> <p>【対象】 令和2年2月～4月の間に野菜・花卉・果樹などについて出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者</p> <p>【交付額】</p> <p>①高収益作物の次期作に向けた取組：10a当たり5万円</p> <p>②新たな品種や新技術の導入等の取組：10a当たり2万円×取組数</p> <p>③高品質な花卉を厳選して出荷する取組：1人・1日当たり2,200円</p>	<p>農林振興課農政係 ☎75-4975</p>

(2) 感染症対策・企業活動再開への補助

<p>【福岡県】 福岡県感染拡大防止協力金</p>	<p>福岡県による要請に応じて、令和3年1月16日から2月7日までの全ての期間に、営業時間短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者の皆さまに「福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。</p> <p>【要請対象施設】 ○飲食店、喫茶店 ○遊興施設のうち食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店</p> <p>【要請内容】 ○営業時間を5時から20時までの間とすること ○酒類提供時間を11時から19時までとすること</p> <p>【給付額】 1店舗あたり最大138万円（1日あたり6万円×23日）</p> <p>【申請受付期間】 令和3年2月8日（月）～3月7日（日）</p> <p>【申請方法】 電子申請または郵送申請（予定）</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係（U-B i C 2階） ☎76-9095</p>
<p>【国】 小規模事業者持続化補助金</p>	<p>持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、あわせて行う業務効率化の取組を支援します。</p> <p>【対象】 うきは市内に住所または主たる事業所がある小規模事業者</p> <p>【補助額】 一般型50万円、コロナ特別対応型100万円 + 【事業再開枠】50万円</p> <p>【補助率】 2/3～3/4</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係（U-B i C 2階） ☎76-9095</p>
<p>【福岡県】 経営革新実行支援補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営環境の変化に対応するため、新たな取り組みにチャレンジする中小企業の方に、新規事業に必要な経費を補助します。</p> <p>【対象】 福岡県内の中小事業者</p> <p>【補助額】 上限50万円</p> <p>【補助率】 3/4</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係（U-B i C 2階） ☎76-9095</p>

<p>【市独自】 うきは市持続化・経営革新事業支援補助金</p>	<p>国の持続化補助金、県の経営革新実行支援補助金の採択者に対して市が上乘せして給付するものです。 【申請期限】 令和3年3月16日（火）まで</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U-BiC2階) ☎76-9095</p>
<p>【市独自】 うきは市新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金 (受付終了)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が提唱する新しい生活様式に即した業種別ガイドラインを遵守し、安心・安全な事業遂行の環境整備に取り組んでいる市内の中小企業・小規模事業者を支援します。 【対象】 市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主含む） 【補助額】 上限10万円 【補助率】 補助対象経費の10/10 【補助対象経費】 消毒費用・飛沫対策費用・換気費用・その他衛生管理費用</p>	<p>うきはブランド推進課商工振興係(U-BiC) ☎76-9095</p>
<p>【国】 経営継続補助金 (2次受付終了)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。 【対象】 農林漁業者（個人・法人）※常時従業員数は20人以下のもの 【補助率】 3/4（補助上限は100万円）</p>	<p>にじ農業協同組合 吉井支店 ☎75-5111 浮羽支店 ☎77-2121</p>
<p>【市独自】 うきは宿泊・日帰り旅行助成補助金(受付終了)</p>	<p>アフターコロナにおけるV字回復を図るため、市内の旅館やホテルへの宿泊客や日帰り旅行者に旅行費用の一部を助成します。 【助成額】 ①1人あたり 2,500円 1人あたり5千円以上1万円未満の宿泊・日帰り旅行 ②1人あたり 5,000円 1人あたり1万円以上の宿泊旅行</p>	<p>うきはブランド推進課ブランド戦略係 ☎76-9029</p>

<p>【市独自】 製材品等流通対策事業費補助金 (受付終了)</p>	<p>新型コロナウイルスで出荷量が減少している製材業を支援するため、製品出荷に係る運賃費用を助成し、事業者の経営継続を図ります。 【補助率】 1/2 上限10万円/月 【補助期間】 最大6ヶ月</p>	<p>農林振興課林政係 ☎75-4975</p>
<p>【市独自】 木材利用促進事業</p>	<p>木材を使って新築・改築等を行なった市内居住者及び事業者に対し、補助金を交付することで、木材需要を喚起し、木材価格及び関連産業の雇用の安定化をはかります。</p>	<p>農林振興課林政係 ☎75-4975</p>
<p>【市独自】 うきは市交通事業者等感染拡大 防止対策支援金(受付終了)</p>	<p>観光バス、タクシー、レンタカー事業者等が感染症拡大防止対策及び新たな観光需要に対応した環境整備（マスク・消毒液・パーテーション等の購入経費や感染防止作業経費など）を実施した事業者に助成する。 【補助金額】 観光バス事業者 1台あたり 最大5万円（上限50万円） タクシー事業者 1台あたり 最大2万円（上限50万円） レンタカー事業者 1台あたり 最大1万円（上限50万円）</p>	<p>企画財政課企画調整係 ☎73-9152</p>
<p>【市独自】 移動スーパー参入促進費補助金 (受付終了)</p>	<p>買い物による3密を避けるため、移動スーパーを導入する事業者に助成します。 ・補助率：1/3以内 上限150万円 ◎福岡県移動スーパー参入促進費補助金 補助率：1/3以内 上限150万円</p>	<p>うきはブランド推進課商工振興係 (U-B i C) ☎76-9095</p>
<p>【市独自】 新しい生活様式を用いた観光客 誘致による地域産業支援事業</p>	<p>宿泊客や観光客が減少している中、アフターコロナにおける新しい観光客誘致を図るため、交通費・宿泊費等の経費を助成します。 【補助金額】 九州圏内 8千円 関西圏内 15千円 関東圏内 20千円</p>	<p>都市計画準備課計画・調整係 ☎76-9063</p>

(3) 収入減により家賃が払えない事業主の方へ

<p>【国】 住居確保給付金</p>	<p>新型コロナウイルスのために収入が減り、廃業に至ってないが、このままだと住居を失うおそれが生じている人に対して、住宅の家賃相当額（上限あり）を一定期間支給します。</p> <p>【対象】 離職や減収などで住居を失った、または失うおそれのある方</p> <p>【給付額上限】 単身世帯:月額32,000円以内、2人世帯:月額38,000円以内、3～5人世帯:月額42,000円以内</p> <p>【給付期間】 原則3か月、最長9か月</p>	<p>福祉事務所保護係 ☎75-4962</p>
------------------------	---	--------------------------

(4) 賃金に関すること

<p>【国】 雇用調整助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成します。</p> <p>【対象】 従業員の雇用の維持を図りたい事業者</p> <p>【助成額】 (平均賃金額×休業手当の支払率)×助成率 ※1人1日当たり15,000円が上限</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p> <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120-60-3999</p>
------------------------	---	---

(5) 小学校等の臨時休業に伴う保護者への支援

<p>【国】 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法上の有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。</p> <p>【支援額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限8,330円(2/27~3/31)、15,000円(4/1~)</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120-60-3999</p>
<p>【国】 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるものです。</p> <p>【支援額】 就業できなかった日について、1日当たり(定額)4,100円(2/27~3/31)、7,500円(4/1~)</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120-60-3999</p>

2. 貸付(資金繰りのため融資を受けたい)

<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に「特別利子補給制度」を併用することで実質的に当初3年間無利子となります。</p> <p>【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する事業者。</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711</p>
-----------------------------------	---	--

	<p>(1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれか比較して、5%以上減少</p> <p>a 過去3ヵ月(最近1ヵ月含む)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10～12月の平均売上高</p> <p>※商工中金では、株主である中小企業の組合と、その組合員を融資の対象としています。未加入の場合は、借入申込時にご相談ください。</p>	
マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス感染症マル経)	<p>小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常金利から0.9%引き下げます。</p> <p>【対象】 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者</p>	<p>うきは市商工会(本所：浮羽町) ☎77-2239</p>
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定(セーフティネット4号)	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定が必要となります。</p> <p>【対象】 最近1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>

	<p>業者。</p> <p>※緩和措置として最近6ヶ月平均の売上高の対前年同期の比較も可能で、創業1年未満の事業者等も申請できます。</p>	
<p>中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定(セーフティネット5号)</p>	<p>業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を支援するために5号認定があり、認定を受けると金融機関において融資の申込ができます。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定が必要となります。</p> <p>【対象】 国が指定する業種に属する事業を営み、最近3カ月の売上高等が前年同月の売上高等に比べて5%以上減少している中小企業者</p> <p>※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の発生に係る危機関連保証の認定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証が利用可能となります。制度の利用には事業所の所在する市町村の認定が必要となります。</p> <p>【対象】</p> <p>最近1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者</p> <p>※緩和措置として最近6ヶ月平均の売上高の対前年同期の比較も可能で、創業1年未満の事業者等も申請できます。</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>

<p>福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」</p>	<p>福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施します。</p> <p>【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者（個人事業主含む）</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係（U-BiC2階） ☎76-9095</p>
<p>農林漁業セーフティネット資金の融資制度</p>	<p>農林漁業セーフティネット資金の貸付金をご利用いただける要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがあること」が追加されました。</p> <p>【対象】 主業農業者（農業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等</p>	<p>農林振興課農政係 ☎75-4975 にじ農業協同組合 吉井支店 ☎75-5111 浮羽支店 ☎77-2121 日本政策金融公庫 福岡支店 農林水産事業 ☎092-451-1780</p>
<p>農業近代化資金の融資制度</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者に対する農業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。</p> <p>①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の責務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化</p> <p>【対象】 主業農業者（農業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等</p>	<p>農林振興課農政係 ☎75-4975 にじ農業協同組合 吉井支店 ☎75-5111 浮羽支店 ☎77-2121 日本政策金融公庫 福岡支店 農林水産事業 ☎092-451-1780</p>

<p>新型コロナウイルス感染症により機能停止等になった社会福祉施設等に対する融資について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった社会福祉施設等に対する、独立行政法人福祉医療機構による経営資金の優遇融資です。</p> <p>【融資率】 100%</p> <p>【償還期間】 10年以内(据置期間5年以内)</p> <p>【貸付利率】</p> <p>《当初5年間》</p> <p>3,000万円までは無利子、3,000万円超の部分は0.200%</p> <p>《6年目以降》</p> <p>0.200%</p> <p>【貸付金の限度額】 経営に必要な資金(貸付金額6,000万円までは無担保での融資が可能)</p> <p>※既往貸付金について、最大6ヵ月を限度とした返済猶予措置も実施されています。</p> <p>【対象】</p> <p>新型コロナウイルス感染症により当該施設の責に帰することができない理由で機能停止等になった社会福祉施設等</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構 相談窓口</p> <p>[融資相談]</p> <p>福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 ☎03-3438-9298</p>
--	---	---

3. 税金や保険料が払えない

<p>納税の猶予制度の特例</p>	<p>市税について、無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予します。</p> <p>【対象】 ①事業等に係る収入(法人又は個人の経常的な収入)が、前年同期に比べ大幅に減少していること。</p> <p>②一時に納税を行うことが困難であること。</p> <p>①② いずれも満たす方</p>	<p>徴収対策室徴収対策係</p> <p>☎75-4977</p>
-------------------	--	-----------------------------------

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置	<p>厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を1/2またはゼロにします。</p> <p>【対象】 厳しい経営環境にある中小事業者等</p>	税務課資産税係 ☎75-4977
-------------------------------------	---	------------------

4. 相談窓口

事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口	<p>うきは市とうきは市商工会、福岡県よろず支援拠点、福岡働き方改革推進支援センターが連携して、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者や労働者に対し、申請が難しい各種支援金、助成金のサポート窓口を開設します。</p> <p>社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が無料でご相談に応じます。</p>	<p>【事業者・労働者向け各種支援金無料申請サポート窓口】</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C 2階) ☎76-9095</p>
うきはよろず給付金申請支援窓口 (終了)	<p>うきは市と福岡県よろず支援拠点が連携して開設する無料の相談窓口です。持続化給付金、家賃支援給付金の申請書作成を無料で支援します。</p> <p>【相談会場】 うきは市民センター別館 U-B i C</p> <p>【窓口開設日】 毎週 火曜、金曜(祝日を除く) ※相談は事前予約制</p>	うきはブランド推進課商工振興係(U-B i C) ☎76-9095
新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口	<p>「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設し、経営や資金繰り等に関する相談に応じます。</p> <p>【対象】 うきは市内の中小企業・小規模事業者</p>	<p><フリーダイヤル経営相談窓口></p> <p>☎0120-567-179</p>
新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談	<p>新型コロナウイルス感染症の対応に関する労務管理・労働の相談対応</p> <p>【対象】 うきは市内の中小企業・小規模事業者</p>	<p>福岡県社会保険労務士会</p> <p>☎092-414-4864</p>